

■ 共同申請の場合

共同申請を行う場合には、オンライン申請システムによる入力および、以下の書類提出が必要です。

- ① すべての共同申請者の本人確認書類
→ 参考資料：「本人確認書類」の例を参照してアップロードしてください
- ② すべての共同申請者（個人の場合を除く）の法人番号を証する書類
→ 参考資料：「法人番号を証する書類」の例を参照してアップロードしてください

履歴事項全部証明書		
東京都港区虎ノ門0-1-2 東京日本橋商事株式会社		
①		
会社法人等番号	0000-00-000000	
商号	虎ノ門商事株式会社	
	日本橋株式会社	平成26年7月1日変更 平成16年9月25日登記
本店	東京都中央区日本橋一丁目16番3号	平成26年7月1日移転 平成26年6月10日登記
公告する方法	官報に掲載する方法により行う	
会社成立の年月日	平成16年1月1日	
目的	1. カタログによる通信販売業 2. 経営コンサルタント業	
発行可能株総数	10万株	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 5万株	
資本金の額	金100億	平成25年5月30日変更 平成25年6月10日登記
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を要す	
役員に関する事項	取締役 虎野 大河 平成26年7月30日就任 平成26年7月30日登記	
	取締役 虎野 一郎 平成26年7月30日就任 平成26年7月30日登記	
	代表取締役 次世代 一成 平成18年6月10日就任 平成18年6月10日登記	
	代表取締役 虎野 一郎 平成26年7月30日就任 平成26年7月30日登記	
	監査役 夏木 夏男 (社外監査役) 平成26年7月30日就任 平成26年7月30日登記	
	会計監査人 川上 夏美 平成26年7月30日登記	
これは登記簿に記載されている現に効力を有する事項の全部であることを証明した書面である。		
令和7年4月25日		
虎ノ門法務局		
登記官	虎谷 次朗	
整理番号 才000000	※下線のあるものは抹消事項であることを示す	
1/1		

法人番号指定通知書		
②		
国税庁長官 (官印省略)		
法人番号指定通知書		
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定により、 下記のとおり法人番号を指定したことを通知します。		
記		
法人番号 (13桁)		
法人番号の指定を受けた者※1	商号 又は名称	
	本店又は 主たる事務所の 所在地	
	国内における 主たる事務所等 の所在地※2	
法人番号指定年月日	平成 年 月 日	
国税庁法人番号 公表サイトの表記 ※3	商号 又は名称	
	本店又は 主たる事務所の 所在地	
	国内における 主たる事務所等 の所在地※2	
<small>※1 通知事件は現在の情報に基づく表記です。 ※2 法人番号の指定を受けた者が外国法人等の場合に記載しています。 ※3 国税庁の公表サイトには、2桁第1本番号は数字の半角記号の半角文字で2桁第1本番号は数字の半角記号の半角文字で記載されています。</small>		